

平成26年11月12日

無線従事者規則の一部を改正する省令案について
(平成26年11月12日 諮問第37号)

[無線従事者養成課程の対象に第二級アマチュア無線技士を追加することに伴う制度
整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(山下検定試験官、深津検定制度係長、細井検定技術係長)

電話：03-5253-5876

無線従事者規則の一部を改正する省令案について

(無線従事者養成課程の対象に第二級アマチュア無線技士を追加することに伴う制度整備)

1 諮問の背景

養成課程制度は、一定の授業を受けた上で修了試験に合格することにより無線従事者の資格を取得できる制度であり、教室に集合して行うことを想定していたことから、受講に支障がないよう、授業内容が比較的限られた範囲となる下位の資格を対象として運用されてきた。

特に、アマチュア無線は、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究の業務のために行ういわゆる趣味の無線であることから、受講者にとって学業や職業に優先して長期間の養成課程を継続して受講することは困難であると想定されるため、短期間で修了できる第三級及び第四級アマチュア無線技士に限り養成課程が導入されている。

一方、総務省では、平成24年度に無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）を改正し、平成25年度から養成課程にeラーニング制度を導入した。これにより、これまでの集合型の授業によらず、パソコンやDVDを活用した授業や電気通信回線を利用した遠隔授業等も可能となり、養成課程を受講するための制約が一定程度緩和されることとなった。

以上を踏まえ、アマチュア無線技士の養成課程の対象資格を拡大する環境が整ったことから、第三級アマチュア無線技士の直近上位の第二級アマチュア無線技士を養成課程の対象とするため無線従事者規則の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 養成課程の対象に第二級アマチュア無線技士を追加すること。
- (2) 第二級アマチュア無線技士の養成課程の授業科目及び授業時間を規定すること。
- (3) 第二級アマチュア無線技士の養成課程の授業に従事する講師が有すべき無線従事者資格を規定すること。

授業科目	授業時間	講師が有すべき無線従事者資格
無線工学	35時間以上	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士及び第一級アマチュア無線技士
法規	27時間以上	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士及び第一級アマチュア無線技士

3 施行期日

平成27年4月1日から施行。

1 アマチュア無線技士資格の概要

1 アマチュア業務(電波法施行規則第3条第1項)

金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務。

2 操作範囲 (電波法施行令 第3条第1項)

資 格	操作できるアマチュア無線局の無線設備の範囲		
	空中線電力	周 波 数	モールス電信
第一級アマチュア無線技士	すべて	すべて	
第二級アマチュア無線技士	200W以下	すべて	可
第三級アマチュア無線技士	50W以下	18MHz以上、8MHz以下	
第四級アマチュア無線技士	10W以下	21MHzから30MHzまで	不可
		8MHz以下	
	20W以下	30MHz超	

3 国家試験の科目(無線従事者規則第5条第1項)

科目	第一級	第二級	第三級	第四級
無線工学	無線設備の理論、構造及び機能の概要	無線設備の理論、構造及び機能の基礎	無線設備の理論、構造及び機能の初歩	無線設備の理論、構造及び機能の初歩
	空中線系等の理論、構造及び機能の概要	空中線系等の理論、構造及び機能の基礎	空中線系等の理論、構造及び機能の初歩	空中線系等の理論、構造及び機能の初歩
	無線設備及び空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の概要	無線設備及び空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の基礎	無線設備及び空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の初歩	—
	無線設備及び空中線系並びに無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要	無線設備及び空中線系並びに無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の基礎	無線設備及び空中線系並びに無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の初歩	無線設備及び空中線系の保守及び運用の初歩
法規	電波法及びこれに基づく命令の概要	電波法及びこれに基づく命令の概要	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要
	通信憲章、通信条約及び無線通信規則の概要	通信憲章、通信条約及び無線通信規則の概要	通信憲章、通信条約及び無線通信規則の簡略な概要	—

2 アマチュア無線技士の養成課程の概要

1 養成課程

総務大臣から認定を受けた認定施設者による所定の授業を受け、修了試験に合格した者に免許を付与する制度。

2 アマチュア無線技士の養成課程

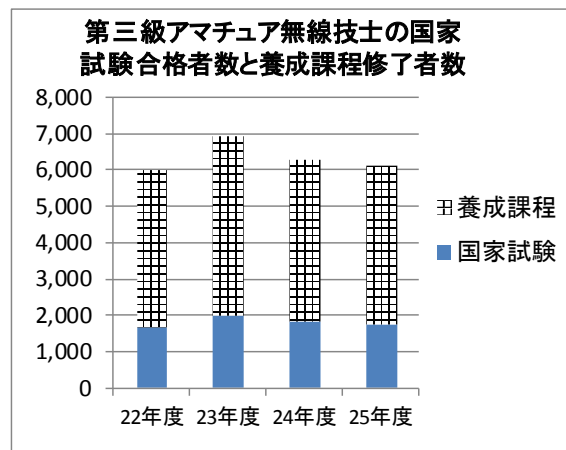
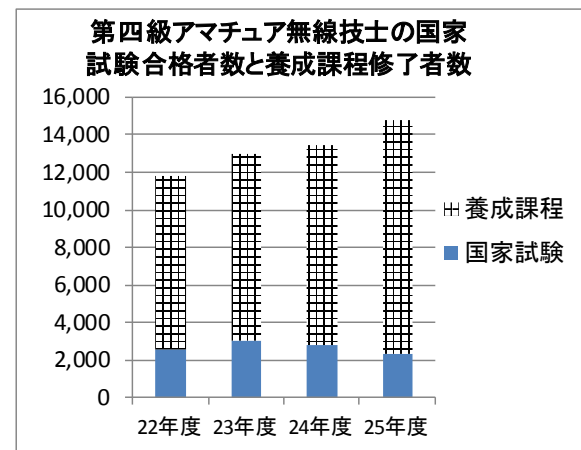
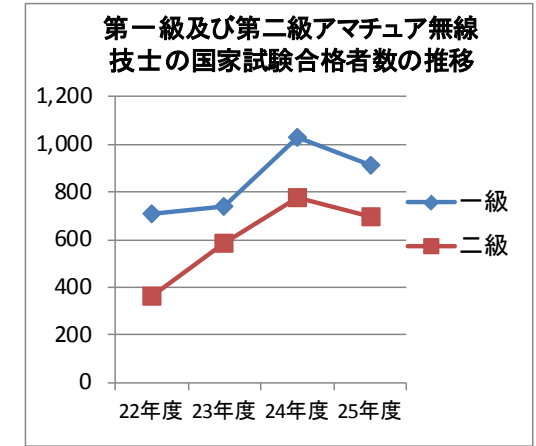
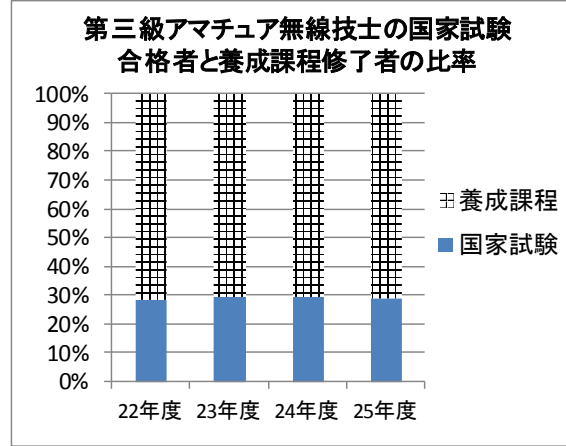
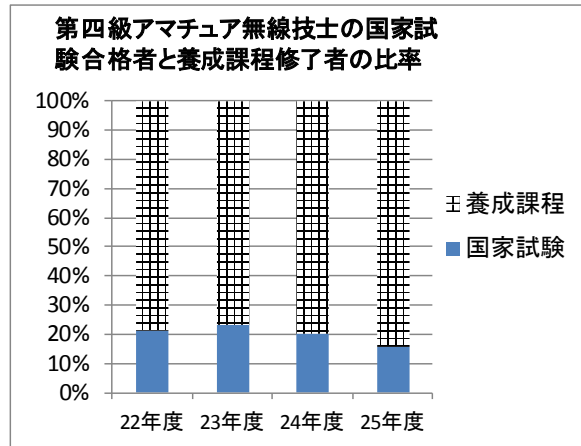
資格	科目	時間数	講師の資格
(案) 第二級アマチュア無線技士	無線工学	35時間以上	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、 第二級陸上無線技術士及び第一級アマチュア無線技士
	法規	27時間以上	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士及び 第一級アマチュア無線技士
第三級アマチュア無線技士	無線工学	6時間以上	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、 第二級陸上無線技術士及び第一級アマチュア無線技士
	法規	10時間以上	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士及び 第一級アマチュア無線技士
第四級アマチュア無線技士	無線工学	4時間以上	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、 第二級陸上無線技術士及び第一級アマチュア無線技士
	法規	6時間以上	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士及び 第一級アマチュア無線技士

3 アマチュア無線技士の国家試験及び養成課程の状況

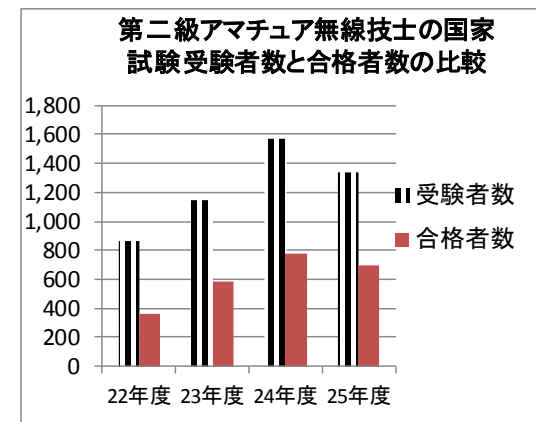
四級	22年度	23年度	24年度	25年度
国家試験	2,529	3,008	2,734	2,319
養成課程	9,232	9,972	10,675	12,401

三級	22年度	23年度	24年度	25年度
国家試験	1,697	2,035	1,860	1,779
養成課程	4,316	4,896	4,451	4,347

国家試験	22年度	23年度	24年度	25年度
一級	707	738	1,031	913
二級	365	585	779	695

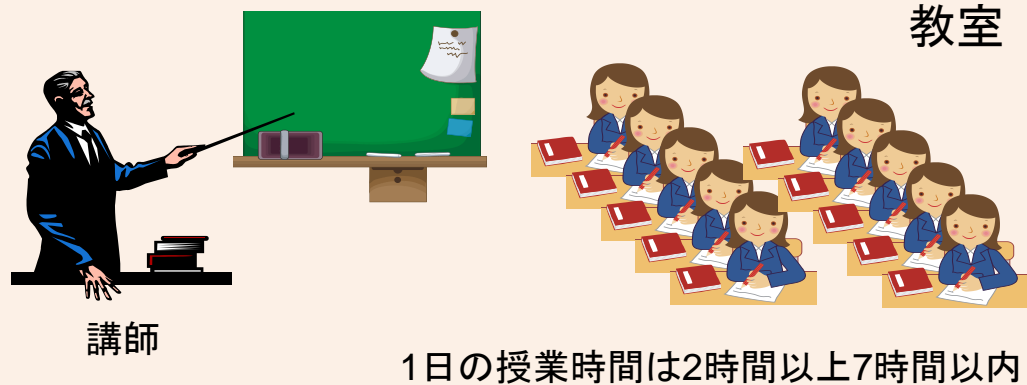


2級	22年度	23年度	24年度	25年度
受験者数	865	1,151	1,577	1,345
合格者数	365	585	779	695
合格率(%)	42.2	50.8	49.4	51.7



4 アマチュア無線技士の養成課程の対象資格に第二級アマチュア無線技士を追加する背景

従来の養成課程(スクール形式)



第二級アマチュア無線技士養成課程を従来の養成課程で実施しようとした場合、授業時間が長期間となり、負担が大きい。

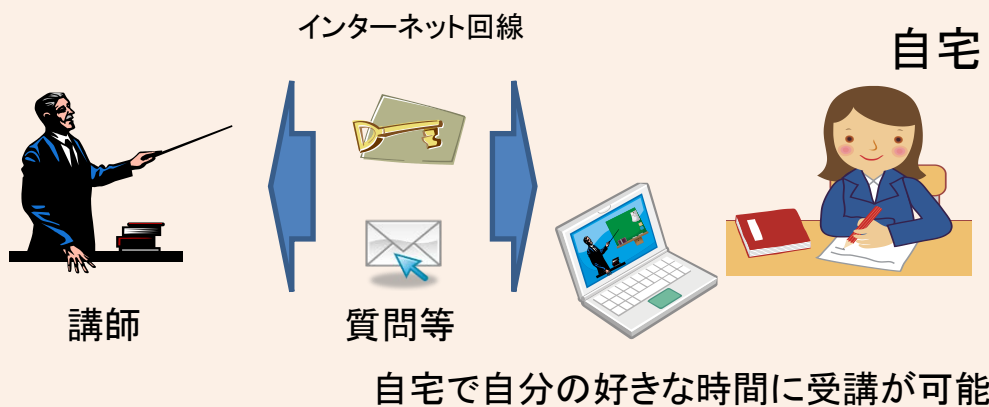
(参考)

第三級アマチュア無線技士:16時間

第四級アマチュア無線技士:10時間

e-ラーニングで実施するとすれば

e-ラーニングによる養成課程(インターネット)



- ① 長時間の講義であっても、空いた時間に受講が可能。**(授業時間の問題が解消。)**
- ② 受講場所を選ばないため、インターネット等の利用環境があれば、だれでも受講可能。講習実施者としても受講生を広く募集することができ、教室の確保などの負担が軽減される。**(受講者・実施者双方に大きなメリット)**

以上から、養成課程に第三級アマチュア無線技士の直近上位である第二級アマチュア無線技士を追加し、取得機会の拡大を図る。

5 改正の概要

1 改正内容

- 養成課程の対象に第二級アマチュア無線技士を追加すること。
- 第二級アマチュア無線技士の養成課程の授業科目及び授業時間を規定すること。
- 第二級アマチュア無線技士の養成課程の授業に従事する講師が有すべき無線従事者資格を規定すること。

授業科目	授業時間	講師が有すべき無線従事者資格
無線工学	35時間以上	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、 第二級陸上無線技術士及び第一級アマチュア無線技士
法規	27時間以上	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士及び 第一級アマチュア無線技士

2 施行期日

平成27年4月1日から施行